

令和元年 第7回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

1 1 月 2 9 日 開会

美 瑛 町 議 会

# 議 事 日 程

令和元年第7回美瑛町議会臨時会

令和元年11月29日午前9時30分開会

- |     |         |   |
|-----|---------|---|
| 第 1 |         | 会議録署名議員の指名について  |
| 第 2 |         | 議会運営について（議会運営委員会審査報告）                                 |
| 第 3 |         | 会期の決定について   |
| 第 4 | （認定第1号） | 平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告)         |
| 第 5 | （認定第2号） | 平成30年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告)   |
| 第 6 | （認定第3号） | 平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告) |
| 第 7 | （認定第4号） | 平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告) |
| 第 8 | （認定第5号） | 平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告)   |
| 第 9 | （認定第6号） | 平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告)   |
| 第10 | （認定第7号） | 平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告)  |
| 第11 | （認定第8号） | 平成30年度美瑛町水道事業会計決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告)           |
| 第12 | （認定第9号） | 平成30年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について<br>(決算審査特別委員会審査報告)          |
| 第13 | 議案第1号   | 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について                          |
| 第14 | 議案第2号   | 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について                        |
| 第15 | 議案第3号   | 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について                               |
| 第16 | 発議第1号   | 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について                     |
| 第17 | 議案第4号   | 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について                                  |
| 第18 | 議案第5号   | 令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について                            |

- 第 1 9 議案第 6 号 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について
- 第 2 0 議案第 7 号 令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算について
- 第 2 1 議案第 8 号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

○出席議員（14名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
3番	増山	和則	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
5番	大坪	正明	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
9番	高田	紀子	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君
副	町	池	田	由	行	君
会	計	鈴	木	貴	久	君
総	務	小	杉	昌	敏	君
政	策	今	瀧		毅	君
税	務	富	田	敏	博	君
住	民	高	木	比	斗	志
保	健	平	間	克	哉	君
地	域	高	崎	史	江	里
保	健	森		法	子	君
保	育	樫	山	尚	代	君
経	済	今	野	聖	貴	君
文	化	栗	原	行	可	君
農	林	吉	川	智	巳	君
建	設	山	下	浩	史	君
水	道	長	野	克	哉	君
水	道					
町	立	観	音	太	郎	君
総	務	高	島	和	浩	君
総	務	松	岡		歩	君
教	育	千	葉	茂	美	君
管	理	梶	原	祐	治	君
図	書	山	上	修	司	君
農	業	川	崎	章	道	君
農	業	川	合	実	智	代

○書記

事務局長 新村 猛 君  
事務局次長 才川 育世 君

---

開会挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。早朝より、臨時会ご参集をいただきまして、ありがとうございます。先週今週と、各常任委員会の道内の所管事務調査を実施させていただきました。所管の職員にもですね、随行いただいてですね、非常にですね、意義のある所管事務調査が行われたのではないかと考えております。またですね、これから美瑛町のまちづくりにですね、寄与できればというところで思っているところでございます。今日の臨時会、いつもどおりですね、慎重審査をお願いいたして挨拶とさせていただきます。

---

開会及び開議宣告

---

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和元年第7回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は14人であります。

---

美瑛町町民憲章の朗唱

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴者の皆さまもご起立をお願いします。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

---

招集挨拶

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さま、おはようございます。本日は令和元年第7回美瑛町議会臨時会に議員の皆さま全員のご出席で開催をいただきましたことを心からお礼を申し上げます。また、日ごろより、ご指導賜っておりますこと、この場をお借りしましても感謝申し上げます。東京でしばらく仕事がありまして、昨晚、美瑛に帰ってまいりました。東京とのあまりの温度差

に、美瑛町、冬本番だなという思いを新たにしたところでもあります。東京であった仕事の内の一つが、全国町村長大会という大会がございました。その中で大学の先生がご報告いただいたんですけれども、関係人口、今盛んに言われておりますけれども、初めてその統計調査が結果が出たということがございます。3大都市圏の方を対象にアンケートで見たところ、どこかの地域、地方自治体と関わってるよっていう方は1200万人いらしたということがございます。今後関わってみたいと言われる方が1000万人もいたということでありまして、都市と農村部の交流、思った以上に進んでいるよと、こういう動きを捉えていけないといけないというお話をいただいて帰ってきたところがございます。美瑛町におきましてももちろん、今美瑛にお住まいの方々、美瑛町に住んで良かった、これからも美瑛町に住み続けたいと思っていただくことが最も大切であるということはもちろんでございますけれども、この多くの都会・都市の関係人口の皆様のお力も得ながら、より明るい、賑わいのある美瑛町を作っていきたいという風に思いを新たにしてお帰ってきたところがございます。町民の皆さま、町議会議員の皆さまと議論を深めさせていただき中で、また取り組みを進めさせていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本臨時会にご提案をいたします、議案の要旨につきましてご説明をさせていただきます。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に準拠し、給与の改定等に係るそれぞれの条例の関連規定を整備するものがございます。議案第4号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算については、人事院勧告給与改定に伴う職員給与費の追加のほか、施設修繕料、まちづくり寄附等に係る追加補正などがございます。議案第5号、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について、議案第6号、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について、議案第7号、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算について、議案第8号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての4会計の補正につきましては、人事院勧告給与改定に伴う職員給与の給与費関連を追加補正するものがございます。以上、議案8案件についてご提案いたします。慎重なるご審議をいただき、お認めいただきますよう、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、1番保田仁議員と12番山本賢一議員を指名します。



---

諸般の報告

---

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。新村事務局長。

○事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで、諸般の報告を終わります。

---

日程第2 議会運営について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、桑谷覚議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覚君 登壇）

○委員長（桑谷 覚議員） おはようございます。朗読をもって報告いたします。

（報告書の朗読を省略する）

よろしくをお願いします。

○議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。

---

日程第3 会期の決定について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期決定の件を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。本日の議事日程は議会運営委員会の報告のとおりであります。

---

行政報告

---

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

(町長 角和 浩幸君 登壇)

○町長(角和浩幸君) それでは、本臨時会にいたしまして行政報告をさせていただきます。8点についてのご報告となります。資料は配布済みと存じます。ご高覧のほど、お願いを申し上げます。

まず、第1点目でございます。市区町村長総務大臣表彰の受賞についてでございます。受賞されましたのは、前美瑛町長でいらっしゃいます、浜田哲様でございます。受賞決定は令和元年9月、受賞内容につきましては、町長として通算20年在職し、地方自治の発展に功労をいただいたということでございます。皆さま、ご存知のとおりでございます。20年にわたりまして、美瑛町の発展を導いていただきました。そのご労苦に改めて深く感謝申し上げますとともに、受賞をお祝いいたしたいと存じます。おめでとうございました。

第2点目、第10回丘のまちびえいセンチュリーライドの開催についてでございます。申し込み者数は889名となりました。9月28日、29日の2日間で実施をいたしました。今回第10回ということでございまして10回大会記念コース、合計200キロのコースも設けて、皆さまに楽しんでいただいたところでございます。

3点目、丘のまちびえい景観・写真国際フォーラム2019の開催についてでございます。フォーラムイベントにつきましては、11月16日、町民センター美丘ホールにて実施をされました。参加者、来場者数は100名でございます。それに合わせて前後10月22日から写真展も開催をいただきました。丘のまち交流館bi.yellほか6施設でございまして、来場者数は5000名の方にお越しをいただいたということでございます。

4番目、異業種人材育成研修事業についてでございます。今年も5月から半年間かけてご覧のとおり、参加企業4社、ヤフー(株)、パーソルホールディングス(株)、ヤマトホールディングス(株)、パナソニック(株)様、そして、美瑛町役場、農協及び美瑛慈光会様、他からも参加をいただいて、異業種の研修を進めてまいりました。10月26日に最終提案を町民センターで来場者105名の中で、提案をいただいたところでございます。いろいろ面白い内容の提案をいただいております。今後、予算編成の中で取り入れることができるかどうか、検討をさせていただきたいと考えております。また、この事業でございますけれども、6年間続けてまいりましたけれども、今回で最終回ということになっております。今後につきましては、こちら次期予算編成でございますので、このまま終わるのか、また形を変えながらも何か続けていくのか、その予算の中で検討させていただきたいと思っておりますし、また、皆さまからもご意見を頂戴できればとお願いを申し上げます。

5点目、ふるさと会(東京美瑛会)総会・懇親会の開催についてでございます。令和元年11月9日、今年も東京の銀座ライオンで開催をされました。盛況のうちに終えることができ

ました。町民の皆さま、また、町議会議員の皆さまからも多くのご参加を賜りまして感謝を申し上げます。また、東京びえい会古本会長様にも感謝を申し上げます。ありがとうございました。

6点目、全国大会の結果報告についてでございます。1点目は天皇盃第70回全日本男子弓道選手権大会が9月に三重県で開かれました。旭町3丁目にお住まいの東哲夫様が参加をされました。結果につきましては予選敗退と承っております。2つ目、オールジャパンアマチュアキックボクシングチャンピオンシップ2019全日本大会、10月14日に福岡市総合体育館で開かれまして、美瑛中学3年の竹内大登さんが参加をされました。結果につきましては、15歳以下55キログラム以下のクラスで準優勝ということでございます。続きまして、第25回日本管楽合奏コンテスト全国大会が10月26日、27日、東京都文京シビックホールで開催をされました。こちらには、東町1丁目にお住まいの腰越弥和さん、旭川商業高校吹奏楽部2年生でございますけれども参加をされまして、結果につきましては、高等学校B部門最優秀賞・審査委員特別賞を受賞なさったということでございます。続きまして、第32回全国健康福祉祭、所謂ねりんピック和歌山大会におきまして、北海道チームとして東哲夫様が団体戦に、田辺市立弓道場でご参加をいただきました。結果については、予選敗退と承っております。

7点目でございます。寄附の受領についてでございます。まず、お1人目の寄附者につきましては、西山坂田電気株式会社、代表取締役会長西山陽一様、旭川市ご在住でございますけれども、寄附として10万円を頂戴しております。受領日は9月27日でございます。お2人目の寄附者につきましては、フクハラ建運株式会社、代表取締役福原福博様、中町3丁目でございます。寄附内容につきましては、美瑛中学校へ除雪機1台、80万円相当を頂いております。受領日は10月24日でございます。3点目の寄附者は匿名希望の方からございまして、10月25日に3万円を頂戴しております。それぞれお三方の皆さまに感謝を申し上げますとともに、大切に使用させていただきたいと存じます。誠にありがとうございました。

最後8点目、十勝岳の火山活動状況についてでございます。活動状況につきまして11月1日から5日にかけて62-2火口付近を震源とする火山性地震が増加。その後は、1日数回程度の発生が観測をされてございます。対応といたしまして、11月3日に気象台より「火山の状況に関する解説情報」が発表されたため、十勝岳望岳台防災シェルター及び火山情報センターに同情報の張り紙を行うとともに、ホームページに同情報を掲載をしたところでございます。なお、現在のところ状態は落ち着いているということでございまして、気象台とともに、細心の注意を払いつつ状況を見守っているところでございます。以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで、行政報告を終わります。

- 
- 日程第4 (認定第1号) 平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 (認定第2号) 平成30年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 (認定第3号) 平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 (認定第4号) 平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 (認定第5号) 平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 (認定第6号) 平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 (認定第7号) 平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 (認定第8号) 平成30年度美瑛町水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 (認定第9号) 平成30年度美瑛町立病院事業会計決算の認定について
- 

○議長(佐藤晴観議員) 日程第4、(認定第1号)、平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第5、(認定第2号)、平成30年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第6、(認定第3号)、平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第7、(認定第4号)、平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第8、(認定第5号)、平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第9、(認定第6号)、平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第10、(認定第7号)、平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件、日程第11、(認定第8号)、平成30年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件及び日程第12、(認定第9号)、平成30年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を一括議題とします。(認定第1号)から(認定第9号)までについて、令和元年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

(「はい」の声)

保田委員長。

(令和元年度美瑛町議会決算審査特別委員会委員長 保田 仁君 登壇)

○委員長(保田 仁議員) おはようございます。

(報告書の朗読を省略する)

以上で、報告を終わります。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。

おはかりします。(認定第1号)から(認定第9号)までの質疑は一括行いたいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認めます。したがって、(認定第1号)から(認定第9号)までの質疑は一括行う  
ことに決定しました。

それでは、(認定第1号)から(認定第9号)までについての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで(認定第1号)から(認定第9号)までについての質疑を終わ  
ります。これから討論を行います。はじめに、(認定第1号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第1号)についての討論を終わります。

次に、(認定第2号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第2号)についての討論を終わります。

次に、(認定第3号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第3号)についての討論を終わります。

次に、(認定第4号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第4号)についての討論を終わります。

次に、(認定第5号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第5号)についての討論を終わります。

次に、(認定第6号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第6号)についての討論を終わります。

次に、(認定第7号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第7号)についての討論を終わります。

次に、(認定第8号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第8号)についての討論を終わります。

次に、(認定第9号)について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで(認定第9号)についての討論を終わります。

これから、日程第4、(認定第1号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は、認定するものです。(認定第1号)、平成30年度美瑛町一般会計歳入歳出決算の認定についての件を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第1号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、(認定第2号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第2号)、平成30年度美瑛町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第2号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、(認定第3号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第3号)、平成30年度美瑛町老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第3号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、(認定第4号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第4号)、平成30年度美瑛町農業研修施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第4号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、(認定第5号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第5号)、平成30年度美瑛町水力発電事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第5号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、(認定第6号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第6号)、平成30年度美瑛町白金泉源事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告の通り決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第6号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、(認定第7号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第7号)、平成30年度美瑛町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第7号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第11、(認定第8号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第8号)、平成30年度美瑛町水道事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第8号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、(認定第9号)の件を採決します。本件に対する委員長の報告は認定とするものです。(認定第9号)、平成30年度美瑛町立病院事業会計決算の認定についての件を、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、(認定第9号)の件は委員長の報告のとおり可決されました。

---

日程第13 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第3号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

---

○議長(佐藤晴観議員) 日程第13、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例

の一部改正についての件、日程第14、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件及び日程第15、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。議案第1号から議案第3号までについて、提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は1頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から3頁になります。今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものです。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明をさせていただきます。別冊の資料の1頁をお開き願います。1の改正要旨につきましては、冒頭の提案理由の中でご説明申し上げましたので、説明を省略させていただきます。2の改正の概要ですが、民間の支給割合との較差を基に改定するもので、特別職職員の期末手当を0.05月分引き上げ、現行の4.45月分から4.50月分とするものでございます。その下の表につきましては、第1条の改正では、令和元年度においては期末手当の6月期分が既に支給済みであることから、12月期で現行の支給割合に0.05月分を追加し、12月期の支給割合を100分の227.5とするものでございます。第2条の改正では令和2年度以降にあっては、6月期分、12月期分ともに支給割合を100分の225.0とするものでございます。3の施行期日ですが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和2年4月1日から施行となります。なお、資料2頁、3頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。資料による説明を終わり、議案集にお戻り願います。議案集の1頁をお開き願います。附則からになります。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は2頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の4頁から6頁になります。今回の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正は、議案第1号と同様に、本年8月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましても、議案第1号と同様に期末手当において民間の支給割合との較差をもとに期末手当の支給月数を0.05月分引き上げ、現行の4.45月分



ら4. 50月分とするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

資料に基づく改正内容の説明につきましては、議案第1号と同様でありますので、資料の説明は省略をさせていただきます。以上で、議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、議案第3号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は3頁から18頁、改正の要旨及び新旧対照表は別冊資料の7頁から26頁になります。今回の美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、議案第1号、議案第2号と同様に人事院給与勧告に準拠し、民間企業との較差等に基づき、給与改定を行うものです。また、加えて成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公務員法の一部が改正となり、成年被後見人が欠格条項から削除されたことに伴う改正でございます。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき改正内容の説明をいたします。

(議案の朗読を省略する)

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明をさせていただきます。別冊資料の7頁をお開き願ひます。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中でご説明申し上げましたとおり、説明を省略いたします。2の改正の概要ですが、主に2点の改正内容となっております。1点目の改正は、人事院給与勧告に準拠した改定になります。その一つは、民間給与との較差をもとに、若年層を重点に給料表の水準を平均で0.09%引き上げるもので、行政職給料表並びに医療職給料表(一)及び(二)の改正になります。2つ目は、期末勤勉手当の改正で、民間との支給較差をもとに0.05月分引き上げ、現行の4.45月分から4.50月分とするものです。表につきましては、第2条で令和元年度においては期末勤勉手当の6月期は既に支給済みであることから、12月期の勤勉手当において現行の支給割合に0.05月分を追加し、12月期の勤勉手当の支給割合を100分の97.5とするものです。また、第3条において令和2年度以降にあつては、6月期分、12月期分ともに勤勉手当の支給割合を100分の95とするものです。2点目の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、地方公務員法が改正され欠格条項から成年被後見人等が削除されたため、引用している条文を改正するものです。3の施行期日では、第1条の成年被後見人に関する改定は令和元年12月14日から施行し、第2条の給与改定に係る規定は公布の日から施行となります。ただし、改正後の美瑛町職員の給与に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用します。第3条の給与改定に係る規定は令和2年4月1日から施行となります。資料9頁から26頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。資料による説明を終わり、議案集にお戻り願ひます。議案集の18頁をお開き願ひます。議案集18頁の中段の附則からになります。

(議案の朗読を省略する)

以上で、議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから、質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

(「はい」の声)

6番中村議員。

(6番 中村 俱和議員 登壇)

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。まず、給与引き上げについての考え方をお伺いします。給与引き上げは、町民の最も関心の高い課題の一つであると考えております。したがって、給与引き上げは慎重でなければなりません。引き上げについては、あらゆる角度から法的に合理的な理由がなければならぬと考えます。単に国の人事院勧告、これだけを根拠にしていることが、やはり、様々な欠陥を伴い、法律に基づく規制を結果的に無視してしまうことになる訳であります。今回、条例改正に当たって、どのような法律に従って値上げを検討されたのか。まず、お伺いいたしたいと思ひます。以上です。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前10時13分)

再開宣告(午前10時13分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) ただいまの総括質疑で出されました、給与の引き上げの考え方、どのような根拠に基づいて、今回、給与を改正されたのかというお話でございました。我々、地方公務員につきましては、国家公務員と同様でございますけれども、今回、人事院勧告に準拠した取り扱いということになってございますけれども、そもそも公務員というのは労働基本権が制約しているという状況の中で、国においては人事院が民間の給与の部分を調査した中で、公務員にとって適正な給与を定めるということで人事院が給与勧告をしているという状況でございます。これにつきましては、今回の人事院の勧告につきましては国の給料法の改正、これにつきましても、国の人事院勧告に基づいた国家公務員の給与法が改正されたところでございます。したがって、町といたしましても、国家公務員に準拠した形の中で、人事院勧告に基づく、民間ベースと公務員ベースの給与較差という部分を反映させながら、給与改定を行ったというような状況でございます。

(「はい」の声)

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。今のお答えの中で、労働争議が制限されている、または禁止されていると。そういうことは存じておりますけども、これはですね、もともと地方公務員の給与というのはですね、地方公務員法という法律が皆さん最も関心のある法律であると思うんですけども、その中の第24条、職員の給与についての基準が設けられております。これはやはり当然、この基準に沿って検討しなければならないと思うんですけども、どのように、その法律が書かれているのか。改めて、ご存知かもしれませんが、改めて読み上げてみたいと思います。職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮してと、こうある訳であります。当然、民間の事業者であります。今回、国の人事院勧告は、民間の事業者の較差と申し上げますけども、これは全国のですね民間事業者のトップレベルの民間なんですね、民間事業者の給与なんです。ですから当然、町は、今回の提案に先立って、町の民間、この町の美瑛町ですよ。町の給与実態を調べて、その上で事情を考慮して決めるべきではないでしょうか。そうでなければですね、仮にですね、100歩譲っても、人事院勧告云々と申しますけども、片手落ちではないのかと。そう思うんですけども、どのような認識でしょうか。伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 美瑛町は美瑛町の民間企業の企業ベースを参考にとのお話でございますけれども、人事院勧告の民間給与比較につきましては、国内の大体2500企業ぐらいを対象にされているということでございますけれども、その中で、国家公務員あるいは地方公務員につきましては、それぞれ役職がございまして、課長職、係長職、係職、あるいは、部長職っていうところも市町村等によってはございますけれども、それらの同じ役職等を有している企業の中からということで、企業につきましては50人規模以上の事業所を対象にされると。ので、それらの対象比較というのが、町内でございまして、あくまでも特定の企業に限定せざるを得ない状況になるということから、町内の適正な給与ベースという部分が導き出せないというのが実情でございます。それで今回、国の人事院勧告、そして、北海道におきましても各都道府県で人事委員会がございまして、都道府県も人事院勧告、人事委員会で給与勧告をしております。今回、国の方の給与勧告につきましては一般職の平均改定率につきましては、0.09%ということで、あくまでも若年層、あるいは新採用の方を中心とした給与改定という内容になってございまして、北海道の方につきましては、0.09という率が0.12%という給与改定率になってございます。これらの状況等も考慮した中で、それぞれの市町村においては実情的にはそれぞれの個々の市町村の民間ベースを検討した中での計算しているのが非常に困難な部分もありますし、人事院自体を有していないということでござい

ますので、国等の人事院勧告の部分を踏襲するというやり方が一般的に行われてますし、妥当性を持った中での給与改定ということで考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 6番中村議員。

○6番(中村俱和議員) はい、6番中村です。今、課長がおっしゃったですね、50人以上の企業と、そういう風にご説明されましたけれども、この法律の中にはですね、50人以上の民間企業というのはどこにも書いてないんです。その地域地域の経済事情がありますから、そこで、考慮しなければならないとある訳です。それからもう一つはですね、その生計費、生計費は、当然大都会では家賃だけでも、とんでもない金額がする訳ですけども、そういう生計費全般に亘っての検討というのは当然されるべきだと思います。ですから、今現在、国で一番心身ともにですね、金額だけじゃなくて、豊かな場所っていうのはやっぱり地方なんですよ。それは逆に強みでもある訳ですけど。話を戻しますけれども、やはり地方公務員法ですね、第24条だけじゃなくて、第14条にそういうことは書かれております。基本的な考え方が書かれております。やはりもっともっと検討して、その上での議案提案すべきではないかなと思うんですけどもいかがですか。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 小杉総務課長。

○総務課長(小杉昌敏君) 地方公務員の規定につきましても、存じておりますけれども、あくまでも地域が妥当な民間との給与ベースの比較をした中で行うという、その手法の一つとして現在人事院勧告に基づく給与改定というのが全国の市町村で実施されているという状況でございますので、決して地方公務員法に反した給与改定をしているという訳ではございませんので、実際にそういうやり方が一番妥当な方法ということで考えてございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第1号について質疑を行います。議案集の1頁、改正条例全文についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の2頁、改正条例全文についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号についての質疑を行います。議案集の3頁から18頁まで、改正条例全文についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

以上で、3案件についての質疑を終わります。

これから、討論及び採決を行います。討論及び採決については1件ずつ進めてまいります。はじめに、議案第1号美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第13、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第14、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第15号、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部  
改正について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第16、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

8番桑谷覺議員。

（8番 桑谷 覺議員 登壇）

○8番（桑谷 覺議員）

（議案の朗読を省略する）

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、日程第16、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議案第4号 令和元年度美瑛町一般会計補正予算について

日程第18 議案第5号 令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算について

日程第19 議案第6号 令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算について

日程第20 議案第7号 令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算について

日程第21 議案第8号 令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算について

---

○議長（佐藤晴観議員） 日程第17、議案第4号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件、日程第18、議案第5号、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件、日程第19、議案第6号、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件、日程第20、議案第7号、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件及び日程第21、議案第8号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は19頁から24頁になります。今回の補正の主なものは、給与改定に伴う職員の人件費の追加、公共施設の修繕費用の追加、まちづくり寄附金の追加及び基金への積み立て等で、歳入歳出それぞれ1250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ110億4530万円とするものでございます。最初に議案条文を朗読し、その後補正内容を説明させていただきます。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。議案集の23頁をお開き願います。

歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額376万1000円の追加です。給与改定による職員給料及び職員手当の追加補正です。第2目一般管理費、補正額25万5000円の追加です。請負代金等請求事件に要する顧問弁護士委託料25万5000円の追加補正です。第5目財産管理費、補正額29万円の追加です。たもっくのストーブ故障による2台分のストーブ購入費用29万円の追加補正です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第2目農業振興費、補正額13万4000円の追加です。置杵牛農産物加工交流施設の暖房循環ポンプの故障に伴う修繕料13万4000円の追加補正です。

第7款商工費、第2項文化スポーツ振興費、第6目保健体育総務費、補正額34万5000円の追加です。全国ママさんバレーボール冬季大会出場に係る派遣補助金で34万5000円の追加補正でございます。

第12款諸支出金、第1項普通財産取得費、第8目丘のまちびえいまちづくり基金費、補正額771万5000円の追加です。9月補正以降のまちづくり寄附金376件分、758万5000円及び寄附金13万円の計771万5000円を、丘のまちびえいまちづくり基金に

積み立てる補正でございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明いたします。議案集の21頁にお戻り願います。歳入、第16款寄附金、第1項寄附金、補正額771万5000円の追加です。法人及び個人からの寄附金13万円及びまちづくり寄附金376件分、758万5000円の計771万5000円の追加です。まちづくり寄附金は10月31日現在で1366件、2795万2560円であります。

続きまして、第18款繰越金、第1項繰越金、補正額478万5000円の追加です。財源調整による追加でございます。令和元年度の繰越金は1億7439万7000円で、今回の補正による繰越金の計上額が1億2235万2000円となり、繰越金の保留額は5204万5000円となっております。なお、20頁の第1表、歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。以上で、議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

（水道整備室長 長野 克哉君 登壇）

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集の25頁から30頁になります。はじめに、25頁をお開き願います。今回の補正は、職員の給与改定に伴う予算の追加をお願いするものであります。以下、議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明申し上げます。29頁をお開き願います。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額4万円の追加であります。職員給料及び職員手当の追加でございます。次に、歳入のご説明を申し上げます。27頁をお開き願います。歳入、第2款繰入金、第1項繰入金、補正額4万円の追加であります。歳出補正の財源充当でございます。26頁の第1表歳入歳出予算補正については省略をさせていただきます。以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） それでは続きまして、議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集の31頁から36頁になります。はじめに31頁をお開き願います。今回の補正は、職員の給与改定に伴う予算の追加をお願いするものでございます。以下、議案を朗読いたします。



(議案の朗読を省略する)

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。35頁をお開き願います。歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額2万5000円の追加であります。職員給料及び職員手当の追加でございます。次に、歳入のご説明を行います。戻りまして33頁をお開き願います。歳入、第4款繰越金、第1項繰越金、補正額2万5000円の追加であります。歳出補正の財源充当でございます。32頁の第1表歳入歳出予算補正については、説明の省略をさせていただきます。以上で、議案第6号の提案理由のご説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) それでは、議案第7号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては37頁、38頁になります。37頁をご覧ください。今回の補正は、収益的支出において職員の給与改定に伴う予算の追加をお願いするものでございます。以下、議案を朗読させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

次に、収益的支出について、ご説明をいたします。隣の38頁をご覧ください。収益的支出、第1款水道事業費用、第1項営業費用、第3目総係費、補正額4万円の追加。給与改定に伴う職員手当の追加でございます。以上で、議案第7号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第8号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

観音町立病院事務局長。

(町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇)

○町立病院事務局長(観音太郎君) 議案第8号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集につきましては、39頁から40頁になります。今回の補正につきましては、町職員給与改定等に伴います、医療職等給与費の追加をお願いするものでございます。最初に議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

続きまして、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集は40頁になります。第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額139万5000円の追加。この追加につきましては、令和元年度における職員給与改定に伴いまして、病院内の各職種における給与及び手当の補正をお願いするものであり、その内訳につきましては、職員給与が

15万1000円の追加、職員手当124万4000円の追加となっております。以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） これで、5案件についての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。はじめに、5案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで5案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の21頁から24頁まで。はじめに、令和元年度美瑛町一般会計補正予算の歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案集の19頁及び20頁。令和元年度美瑛町一般会計補正予算の条文及び第1表歳入歳出予算補正についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の25頁から30頁まで。令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の31頁から36頁まで。令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の37頁及び38頁。令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで、議案第7号についての質疑を終わります。

次に、議案第8号について質疑を行います。議案集の39頁及び40頁。令和元年度美瑛町

立病院事業会計補正予算の条文並びに補正予算説明全般についての質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで、議案第8号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第4号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第7号についての討論を終わります。

次に、議案第8号について討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで、議案第8号についての討論を終わります。

これから日程第17、議案第4号についての件を採決します。議案第4号、令和元年度美瑛町一般会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和元年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和元年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和元年度美瑛町水道事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第21、議案第8号の件を採決します。議案第8号、令和元年度美瑛町立病院事業会計補正予算についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第8号の件は原案のとおり可決されました。

---

#### 閉会宣告

---

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了しました。会議を閉じます。令和元年度第7回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

---

#### 閉会挨拶

---

○議長(佐藤晴観議員) 休憩も取らずに一気にやっちゃって申し訳ないと思ってるんですけども、ちょっと予定も立て込んでおりますので終わらせていただきました。皆さまのおかげをもって無事に終わることができました。これから本当に本格的に寒くなりますのでご自愛いただきながらですね、良き年越しとなればと思っております。来月も定例会もありますので、またよろしく願いいたします。以上です。お疲れさまでした。

午前10時52分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年1月9日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 保 田 仁

議員 山 本 賢 一